

令和5年（2023年）4月24日

都市経営会議資料

社会教育部 スポーツ振興課

## スポーツセンター及び末広体育館、高司グラウンドならびに売布北グラウンド、 花屋敷グラウンドの指定管理者選定の方針について

### 1 対象施設の概要について

#### (1) 宝塚市立スポーツセンター（令和元年度利用者数：1,146,179人）

開設年月日 昭和62年(1980年)4月

総合体育館（メイン、サブアリーナ）、武道館、多目的グラウンド、野球場、屋外プール、屋内温水プール、テニスコート、弓道設備、駐車場等を併設し、市民の多様なスポーツライフを支える総合体育施設である。また、大規模災害時には災害対策本部代替施設と位置付けられており、市制50周年事業では、メインアリーナで式典が行われたり、選挙時には開票所としての役割があるなど、行政活動にも欠かせない施設となっている。

#### (2) 末広体育館（令和元年度利用者数：64,508人）

開設年月日 平成14年(2002年)4月

寄付により譲り受けた体育館を改装し、体育競技のみならず、社交ダンスなどができるスタジオを併設している。スポーツセンターの付属施設と位置づけ、一体的利活用を行っている。

#### (3) 高司グラウンド（令和元年度利用者数：28,862人）

開設年月日 平成6年(1994年)4月

市所有の土地を改良して、夜間照明を併設した多目的グラウンドとして開設、主に野球、サッカー場として利用されている。

#### (4) 売布北グラウンド（令和元年度利用者数：33,161人）

開設年月日 平成25年(2013年)9月

寄付により譲り受けた野外体育施設及び管理棟があり、テニスコート、多目的グラウンドでは、野球やサッカーなどとして利用されている。

#### (5) 花屋敷グラウンド（令和元年度利用者数：195,330人）

開設年月日 平成26年(2014年)11月

商社から購入したグラウンドを改良し、サッカー・ラグビーを想定した夜間照明を併設した人工芝の多目的グラウンド、管理棟には小規模な屋内活動場もあり、卓球など屋内スポーツにも活用できる。

## (6) 各施設の設置管理条例について

宝塚市立スポーツ施設条例において、以下のとおり規定されている。

宝塚市立スポーツ施設条例（抜粋）

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、宝塚市立スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

(事業)

第3条 スポーツ施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民のスポーツ及びレクリエーションの場の提供に関すること。
- (2) スポーツに関する市民団体及び指導者の育成に関すること。
- (3) 市民スポーツ大会及び市民スポーツ教室の計画及び実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認める事業(指定管理者による管理)

第5条 スポーツ施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

## (7) 指定管理者の選定状況について

昭和61年までは、市立体育施設は、市教育委員会の直営で主に貸館として管理していたが、市は新体育施設の建設にあたり公社を設立し、管理運営と活用を担わせることにし、昭和62年スポーツセンターを開館した。

地方自治法の改正に伴う公の施設の指定管理者制度の導入により、平成17年、指定管理者は特別の事由があると認める場合を除き公募するものとするが、条例付則に、初回の指定管理者の選定に限り、スポーツセンターの管理を委託している公共的団体を候補者として選定し、指定管理者に指定した。

これまでの選定経過（スポーツセンター・末広体育館）

- |                                      |             |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 指定期間：平成18年度（2006年度）～19年度（2007年度） | 附則規程により非公募  |
| (2) 指定期間：平成20年度（2008年度）              | 特別の事由により非公募 |
| (3) 指定期間：平成21年度（2009年度）～25年度（2013年度） | 特別の事由により非公募 |
| (4) 指定期間：平成26年度（2014年度）～30年度（2018年度） | 特別の事由により非公募 |
| (5) 指定期間：令和元年度（2019年度）～5年度（2023年度）   | 特別の事由により非公募 |

## 2 選定方針について

次期指定管理期間（2024（R6）年4月1日から2029（R11）年3月31日まで）における指定管理者の選定については、スポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者の選定は非公募で、高司グラウンド及び売布北グラウンド、花屋敷グラウンドに係る指定管理者の選定は公募で行うものとする。

## 3 指定管理者の選定を非公募で行う根拠について

今回のスポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者については、下記取扱い（宝塚市指定管理者制度運用方針2-（2）-イ）を適用する。

宝塚市指定管理者制度運用方針（抜粋）

### 2 指定管理者制度への本市の対応について

#### （2）公募・非公募の取扱い

指定管理者の選定に当たっては公募を原則とするが、次に掲げる場合は、非公募とすることができるものとする。

- ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合
- イ 施設の管理運営に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合
- ウ 緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行う時間がない場合
- エ 公募による応募がない場合
- オ その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

## 4 スポーツセンター及び末広体育館の指定管理者（公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社）を非公募とする理由について

### （1）非公募対象とする施設の役割について

スポーツセンター及び末広体育館は単なる貸館施設ではなく、多くの市民に多様なスポーツの場を提供する拠点として、本市のスポーツ基幹施設であるとともに、市が求める市民体育事業を展開するためのスポーツ行政の拠点施設であり、当該施設で公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社が、公益事業を一体的に実施することで、より基幹施設としての目的を実現することができている。競技性のあるスポーツでは初心者から中・上級者を対象に、また、多世代が誰でも参加できるニュースポーツの紹介をはじめ運動機会の少ない市民に対するきっかけとなる場所として、市民の健康づくりやスポーツライフを支える総合体育施設である。

## (2) 公社の設立意義と公益活動について

宝塚市スポーツ振興公社（以下「公社」という）は、本市のスポーツ施設を管理運営すること、及び市とともに本市のスポーツ振興行政を役割分担のもと推進することを目的として、昭和62年から平成14年にかけて市が100%出損（総額3億200万円の出損）して設立した法人である。平成24年(2012年)からは一般財団法人から公益財団法人に移行し、営利を目的としないだけでなく、スポーツ振興の公益目的活動（市民・少年スポーツ大会、障害者水泳・レクリエーション教室等）を実施し、指定事業のみならず、自主事業を通じてスポーツ振興に貢献してきた。

### 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社定款（抜粋）

#### ○第2章 目的及び事業

##### （目的）

第3条 この法人は、スポーツ及びスポーツレクリエーション等に関する事業を行い宝塚市民の体育・スポーツ等の振興を図ることにより、心身ともに健全な人間形成に寄与することを目的とする。

##### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及びスポーツレクリエーション等の振興事業
- (2) 宝塚市から受託する社会体育施設の管理運営事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県宝塚市において行うものとする。

## (3) 「第2次宝塚市スポーツ振興計画」における位置づけについて

令和3年度（2021年度）からの第2次宝塚市スポーツ振興計画の施策を推進するにあたり、市スポーツ協会や市スポーツ少年団の事務局である公社は、「子どものスポーツ環境・機会の充実」や「健康づくりの推進」など、多様なスポーツ教室の展開や、スポーツ指導者の育成活動を通じて、市及び市教育委員会の各部局と連携し、スポーツ振興の関連計画の実現に貢献している。

### 【スポーツ振興施策の関連計画（抜粋）】

#### 1 第2次宝塚市教育振興基本計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）

##### ○市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦していただくことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでいただくことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの活性化を目指します。

## 2 第2次宝塚市スポーツ振興計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）

### ○計画の政策目標と行動目標

個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ宝塚」を実現する、というゴールを政策目標として掲げます。その実現を目指すために、「宝塚市民が継続・開始を希望するスポーツ種目に参加する。」という市民の行動目標を設定し、達成率80%の実現を目標に、個人のスポーツライフと宝塚市におけるスポーツ文化の活性化を目指していきます。

### ○基本施策

- 1 運動・スポーツのできる環境の整備・促進
- 2 子どものスポーツ環境・機会の充実
- 3 健康づくりの推進
- 4 障害（しょうがい）のある人のスポーツ参加
- 5 表彰制度の充実
- 6 スポーツの総合的な情報の発信
- 7 スポーツイベントの開催
- 8 スポーツ推進委員の育成支援と活用
- 9 スポーツクラブ21の活性化
- 10 スポーツ関連団体の育成と連携強化

## （4）長期継続的な事業運営について

公社は、昭和62年（1987年）のスポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、本市のスポーツ振興行政と一体的に推進してきたことから、国民体育大会などの国、県レベルの大会等の種目開催地に選定され、更にワールドマスターズゲームズ2027関西やフットサル国際試合「イタリアチャレンジカップ」などの国際的イベントを誘致してきた。これは、宝塚ハーフマラソン大会や各種市民大会ほか、市及び教育委員会関係部局と連携し、関係する市民団体などの協力を得て、市民との協働により、長期継続して公社が築いてきたスポーツ振興活動に取り組んだ成果である。今後も引き続きスポーツセンター及び末広体育館を公社が管理運営することによって、市民のスポーツライフを市スポーツ協会などとの協働、共創により持続、発展させていく中で、本市のスポーツ施策全体が活性化する。

## （5）人材育成について

令和5年で第19回目を迎える宝塚ハーフマラソン大会や、半世紀続く松江市スポーツ少年団交歓会、26回を数える松江市生涯スポーツ交流会などのスポーツ活動は、本市魅力の発信や市民交流につながっている。これは、競技者のみならず、スポーツ団体同士

の交流を通じたスポーツ人材の育成になり、市民交流を支援する公社は、市内のスポーツ団体との日頃からの関係性のもと、公社の経営人材の育成にもなっている。

また、スポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、継続して管理委託者及び指定管理者を担い、施設管理に際しても実務上のノウハウを有した職員が公社におり、現状の施設の正確な把握や適切な修繕・保全計画を作成に携わっており、利用者が安全にスポーツを楽しめる環境づくりと、管理運営が適切に行える人材が培われている。

今後も引き続きスポーツセンター及び末広体育館を管理運営することによって、当該施設の利活用や安全管理において必要となる人材が育成される。

## **(6) ノウハウの蓄積等について**

公社はこれまで本市のスポーツ振興行政や、市スポーツ協会と一体的にスポーツ振興を推進する一翼を担ってきたことから、多様なスポーツ事業の開催実績やノウハウを有しており、大規模なスポーツ大会やイベントの誘致に際しても、市、教育委員会と連携しノウハウが蓄積されてきた。宝塚ハーフマラソン大会や各種市民大会、中学校体育連盟など市民や、教育団体との協働によるスポーツ振興事業を継続的に実施してきており、それぞれ異なるスポーツ大会の趣旨や、対象者に柔軟に対応しつつ、プロ選手の招へいや、輝かしい成果を上げた選手や有名人の参加などにより、本市のスポーツ活動を盛り立てている。これらは長く市内スポーツ関係団体の活動を支援するなかで、スポーツを盛り上げ、本市を活性化させてきたノウハウの蓄積によるものである。

また、宝塚市地域防災計画において、スポーツセンターは災害対策本部の代替施設として、末広体育館は広域的対応の受け入れや災害時物資配送の拠点施設として位置付けられており、災害時における活動支援の拠点施設として重要な役割がある。

スポーツセンターは、阪神淡路大震災時には被災者の避難所として運営され、公社職員は市職員とともに避難所の運営に従事し、さらにはスポーツで子ども達や市民を励ますイベントを自主的に開催し、復興活動にも貢献した。これらの活動経験のある職員は、現在6人公社におり大規模災害対応時のノウハウを保持している。

今後、高い確率で発生が予測される「南海トラフ地震」などの大災害が想定されるなか、大規模災害時の活動経験のある公社と市が一体となり、スポーツセンター及び末広体育館の救援活動などに、これらのノウハウを生かすことが重要になる。

今後も引き続きスポーツセンター及び末広体育館を管理運営することによって、本市のスポーツ振興に必要となるノウハウの蓄積や継承がなされる。

## **(7) これまでの実績と評価について**

利用者の利便性の向上実績については、スポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、継続して管理委託者及び指定管理者を担い、安全性の確保において緊急な対応を要する場合は、公社の自主事業の収益を利用して、施設の修繕・更新、市民サービスにつな

がる備品の整備などを行ってきた。主な実績としては、メインアリーナとサブアリーナのLED照明化や多目的グラウンド夜間LED照明の新規設置などがある。

スポーツ教室開催の実績については、公社の役割として、多様な世代に対して、また、スポーツ初心者から上級者まで、スポーツ活動による充実感を得ることができる、多様なスポーツ機会の場として、一般利用者と共用しながら、スポーツセンター及び末広体育館を有効に活用し、曜日を問わず通年で、競技スポーツをはじめ、健康教室、親子体操教室、幼児教室、水泳教室など、年間約100教室を自主的に企画実施している。

公社の評価（モニタリング）の状況については、公社に対し、指定管理者として公共サービスの履行が適切に行われているか、施設管理運営事業評価に基づくモニタリングを毎年度実施のうえ確認しており、各年度において、光熱費をはじめ経費の節減が図られた適正な予算執行や、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう日常から継続的に点検修理を実施するなど施設の維持管理に努めているものとしてSまたはA評価としている。施設の目的に沿った自主事業の実施状況では、SまたはA評価とする一方で、収支状況については、一部改善が望ましい項目（B評価）もあるものの、総合評価では、協定書等の基準を満たしており、概ね良好と評価している。

○スポーツセンター及び末広体育館（指定管理者：スポーツ振興公社）

過去5年のモニタリング結果（抜粋）

評価項目\年度	H30	R元	R2	R3	R4
施設の目的に沿った自主事業の実施	S	S	A	A	A
協定書等に従い、適切に修繕を行っている	S	S	A	S	A

S評価：協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。

A評価：協定書等の水準を満たしており、良好である。

○スポーツセンター及び末広体育館（指定管理者：スポーツ振興公社）

過去5年のモニタリング結果（総合評価）

評価項目\年度	H30	R元	R2	R3	R4
総合評価	A	A	A	A	A

A評価：協定書水準を満たし、概ね良好

**(8) 今後の公社の役割について**

公社に、引き続き本市のスポーツ活動の基幹施設であるスポーツセンターの管理運営を担わせることにより、本市の関連計画に沿ったスポーツ振興に貢献できる。

少子化の影響や教員の負担軽減を背景に、国は今年度（令和5年度）から3年間かけて休日の中学校の部活動を、地域や民間のスポーツ団体等に委ねる地域移行の構想を掲げている。公社は、市スポーツ協会やスポーツ団体との協働により、スポーツ指導者の研修

や講習会を実施し、指導者の育成を図っており、部活動の地域移行においては学校と地域のスポーツ人材との橋渡しに貢献できる。

折しも、令和6年度は市制施行70周年を迎え、市スポーツ協会も同じく70周年を迎える記念すべき年となる。市スポーツ協会との協働により培ってきた経験と実績が周年事業において活かせる。

## **5 高司グラウンドならびに売布北グラウンド、花屋敷グラウンドの指定管理者の選定について**

高司グラウンドは、ナイター照明付の多目的グラウンドを有する施設であり、主に野球やサッカーチームが利用している。

売布北グラウンドは、野球場とテニスコートを有しており、野球チームやテニスの利用者に貸し出しを行っている。

花屋敷グラウンドは、ナイター照明付の人工芝を保有する多目的グラウンドとテニスコートを有しており、主にサッカーやフットサル、ラグビーチームが利用している。

3施設とも、スポーツセンターの補完的施設として、屋外の貸しグラウンドとしての運用が中心となっていることから、指定管理者選定については民間事業者が持つノウハウを活用する施設として、公募による指定管理者の選定を行うこととする。



令和5年(2023年)4月24日

(参考資料)

都市経営会議資料の修正部分について(概要)

社会教育部スポーツ振興課

4月10日の都市経営会議の意見ほかを踏まえ、以下整理・修正しました。

- P2 1-(7) 指定管理者の選定状況について  
これまでの選定経過を、全体育施設の状況表から、スポーツセンター、末広体育館の選定状況を記載
- P5 4-(4) 長期継続的な事業運営について  
国内外を問わず、種目競技や国際イベントを誘致した実績を記載。  
今後も引き続き公社が当該施設を管理運営することによって、本市スポーツ施策全体が活性化する旨を記載。
- P5 4-(5) 人材育成について  
今後も引き続き公社が当該施設を管理運営することによって、利活用や安全管理において必要となる人材が育成される旨を記載。
- P6 4-(6) ノウハウの蓄積について  
阪神淡路大震災では、災害対策事業のみならず、復興活動に貢献したことを追記、また、公社の阪神淡路大震災当時の職員の在籍状況を記載。  
今後も引き続き公社が当該施設を管理運営することによって、スポーツ振興のノウハウの蓄積と継承がなされる旨を記載。
- P6 4-(7) これまでの実績と評価  
市スポーツ関連計画に沿って、指定事業のみならず、自主事業として、スポーツセンター等のプール、トレーニング室ほか、各施設を活用し、多種多様なスポーツ教室を企画実施してきた実績と、過去5年間のモニタリング結果表(抜粋)を記載。
- P7 4-(8) 今後の公社の役割について  
スポーツ振興と施設管理運営は、市、教育委員会、市スポーツ協会、公社が密接にかかわりあって、これからのスポーツ振興が活性化する旨を記載。  
前例のない部活動地域移行にあたり、市スポーツ協会と一体的に活動している公社の貢献が必要であることを記載。公社が市関連計画に貢献する公益財団法人であることを記載。